

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	法務省情報連携端末の導入による外部結合について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 17 条第 1 項第 4 号（外部電子計算機との結合）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課住民記録係）

事業の概要

事業名	法務省情報連携端末の導入による外部結合
担当課	戸籍住民課
目的	「住民基本台帳法」、「出入国管理及び難民認定法」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に規定されている法務省との情報連携を確実かつ効率的に行うため。
対象者	① 新宿区内に住所（住居地）を有する外国人住民 ② ①以外の者で、新宿区内に居住地を有する特別永住者
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の改正により、平成24年7月9日から、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となる。</p> <p>また、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正により新たな在留管理制度が導入され、さらに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）の改正により、特別永住者制度が変更される。</p> <p>住基法、入管法及び入管特例法において、法務省と区市町村で情報連携を行うこととされており、この事務を確実かつ効率的に行うため、法務省の専用サーバと外部結合する。</p> <p>2 処理の概要</p> <p>通信には総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、法務省から提供される情報連携端末を用いて、データの送受信を行う。</p> <p>① 住民票の記載事項の修正等のため、外国人住民の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留資格や在留期間等が法務省から通知される。</p> <p>② ①の通知先区市町村を把握するため、外国人住民の住民票の記載等に関する情報を法務省に通知する。</p> <p>③ 中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関する情報を法務省に通知する。</p> <p>④ 特別永住者証明書の交付に関する情報を法務省に通知する。</p>

件名 法務省情報連携端末の導入による外部結合について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 対象者</p> <p>① 新宿区内に住所(住居地)を有する外国人住民</p> <p>② ①以外のもので、新宿区内に居住地を有する特別永住者</p> <p>2 情報項目</p> <p>別紙のとおり(項目に関しては、政省令や事務処理要領により変更になる場合がある。)</p>
結合の相手方	法務省
結合する理由	「住民基本台帳法」、「出入国管理及び難民認定法」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に規定されている法務省との情報連携を確実かつ効率的に行うため。
結合の形態	通信には総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、法務省から提供される情報連携端末により、データの送受信を行う。
結合の開始時期と期間	平成24年7月9日以降継続
情報保護対策	<p>(1) 通信は専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行う。</p> <p>(2) 通信により交換するデータは暗号化を実施する。</p> <p>(3) 端末機の取扱いに際しては、操作を行う職員を限定し、ユーザID及びパスワードにより、正当なアクセス権限があることを確認する。</p> <p>(4) 上記のほか、「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティ規則」、「新宿区情報セキュリティ対策基準」を遵守する。</p>

別紙

異動事実コード、異動事実、異動事由コード、異動事由、事由発生年月日、届出年月日、職権処理年月日、氏名分類コード、氏名、併記名、従前の氏名分類コード、従前の氏名、従前の併記名、生年月日、従前の生年月日、性別コード、性別、従前の性別コード、従前の性別、市区町村コード、住所（住居地）、異動前の住所（住居地）、国籍・地域コード、国籍・地域、従前の国籍・地域コード、従前の国籍・地域、在留資格期間コード、在留資格期間、従前の在留資格期間コード、従前の在留資格期間、在留期間の満了の日、前回の在留期間の満了の日、中長期在留者である旨等のコード、中長期在留者である旨等、従前の中長期在留者である旨等のコード、従前の中長期在留者である旨等、在留カード等の番号、従前の在留カード等の番号、特別永住者証明書の交付年月日